

★自筆証書遺言書保管制度がスタートしました

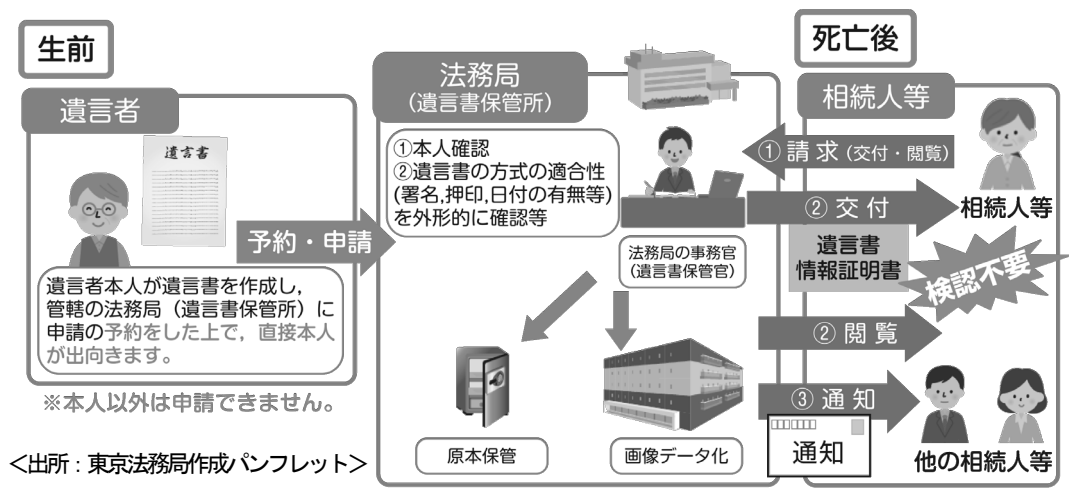
令和元年7月に相続に関する民法の改正にあわせて、「自筆証書遺言書保管制度」の創設が決まりました。令和2年7月10日から本制度がスタートしました。今回は、本制度の概要と留意点をご案内します。（長掛栄一）

◎自筆証書遺言書保管制度とは

これまで自筆証書遺言書を作成した場合、遺言書の保管は遺言作成者に委ねられており、遺言書の紛失や相続人に発見されないといった課題がありました。このような課題に対応するのが「自筆証書遺言書保管制度」です。

この制度は、遺言者本人が作成した遺言書を法務局（遺言書保管所）に保管するものです。法務局は遺言書の形式要件の確認は行いますが、遺言内容の相談や確認は行いません。

相続人は遺言書の保管有無の確認、遺言書情報証明書の交付を受けることができます。



◎制度利用にあたっての留意点

項目	内容
制度利用のメリット	通常必要な検認が不要 遺言の紛失、他人による開封リスクがなくなる など
遺言書作成に使用する用紙などの形式要件	用紙サイズはA4サイズで文字の判読を妨げるような地紋、彩色のないもの。本文記載に当たっては、所定の余白が必要。ボールペンなどの容易に消えない筆記具の使用が必要・
保管申請に必要なもの	①自筆証書遺言書、②申請書（法務局所定の様式）、③本籍記載のある住民票、④本人確認書類、⑤手数料
保管手数料	保管申請時：3,900円 遺言書情報証明書の交付請求：1通1,400円 など
保管申請できる法務局	遺言者の①住所地、②本籍地、③所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局支局（出張所）→全国312カ所 <法務省ホームページ> http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00010.html
相続人の一部が遺言書情報証明書の請求を行った場合	相続人が遺言書情報証明書の請求を行った場合、法務局の遺言保管官は他の相続人に対して、被相続人の遺言書を保管している旨の通知を行います。
その他	法務局は遺言書の方式のみ確認し、遺言内容の相談までは受け付けない。

◎まとめ

自筆証書遺言書保管制度は、自筆証書遺言書の活用可能性を高める有意義な制度です。ただし、上記留意点にも記載の通り、この制度を利用すれば遺言内容も問題なしとなる制度ではありません。

遺言書は、作成してから実際に使用するまで長い年月を経ることがほとんどです。作成に当たっては、相続開始後に問題なく使用できる内容となるよう、専門家のアドバイスを受けながら作成し、より確実性の高い公正証書遺言書の作成も検討視野に含めることをお勧めします。